

平成 29 年 10 月 19 日

岐阜県知事 殿

岐阜労働局長

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革については、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、時間外労働規制の適用に向けた施策の検討が進められているところであり、本年 8 月 28 日に同会議で「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました（別添参照）。

本ガイドラインは、公共・民間を含めた全ての建設工事において、適正な工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって建設業の担い手一人一人の長時間労働是正や週休 2 日の確保等の働き方改革に結び付けていくことを目的としており、厚生労働省としても、長時間労働の是正を推進する立場から、これらの周知を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、建設業における働き方改革を推進するため、ガイドラインに則った適正な工期設定を行っていただきますようお願いいたします。

担当：岐阜労働局労働基準部監督課
専門監督官 加賀
：058（245）8102